

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区（第3工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積 (㎡)
綾歌郡綾川町山田下字末則	1834-1	田	田	908
〃	1910	〃	〃	1,102